

昭和36年7月7日



123号

区政のお知らせ

足立区役所

発行 50の1千住区
 東京都足立区役所
 湯浅孝治
 編集 係
 総務課総務係
 電話代表 2151
 安藤義雄
 印刷
 株式会社 巧文社(織田)

待望の西新井橋竣工

区の大動脈として面目一新

去る6月1日、四年半の歳月と、総工費七億四千八百万円に上る巨費をもつて西新井橋が完成しました。これは首都圏整備事業の一環として国庫補助をうけ、都が行つたものです。新橋の長さ四四四・六メートル、幅一五メートル、橋台二基、橋脚一二基、橋造形式はゲルバー式鋼床版格子桁、

これに使つた鋼材一、六八五トン、鉄筋六三二トン、コンクリート一、九〇〇立方メートル。二十トン自動車にもびくともしない一等橋です。旧橋は荒川放水路の開さくにもない大正11年3月に架設された幅六・五メートルという旧式な木橋、最近は交通量が増大したため、修理にづく修理で大変危険な状態となつていました。竣工式は都の主権により午前10時修技式の神事を行ない、東都知事の手で渡り初めのテープが切られました。この日、渡り初めの三夫婦には、本木町二丁目二一九の鎌田泉さん一家が選ばれ、数千の区民に拍手をおくられたが無事この式典を終えました。西新井橋は出来たけれども



まだまだやらねばならない問題がいくつもあります。竣工式のあと十五中で行われた区主催の祝賀会の席上、岡崎区長は「西新井橋と西新井方面を結ぶ補助百号路線や、上流の江北橋の架替等の完成を一日も早くお願いしたい」とあいさつしました。(写真は西新井橋渡り初め)

悪い病気が流行しないよう

環境衛生を守ろう

区政のお知らせ号外でお知らせたとおり、区内各地に小児マヒが発生しておりますが、いまは小児マヒや日本脳炎、赤痢など悪い病気の流行期です。毎年行なわれている「カとハエをなくす都民運動」は、各町会のご協力で年々その効果をあげてきていますが、なお一層の努力が必要です。

また薬剤撒布の日は各家庭の前へ、エンジンスプレー用の水をバケツにくんでおくなど作業の能率をあげるよう手伝わして下さい。

7・8月の

人権の上相談日

7月22日(土) 1時~4時
 8月22日(金) 1時~4時
 ところ・産業振興館相談室
 身の上、一身上のことでお困りの方、家庭内の問題でお困りの方などお気軽にご相談下さい。

6月1日現在の人口

人口 416,683
 世帯 101,273

昨年6月1日現在より19,490人7,191世帯の増「食糧配給台帳による人口世帯」



地盤沈下続く

綾瀬川など堤防カサ上げ

最近における地盤沈下は、年々はげしくなつてきています。この沈下は、台風期に洪水となつてあらわれ、私たちの生活に非常な危険を及ぼします。都や区では綾瀬川など高潮によつてはならんするおそれのある外郭堤防のカサ上げや排水場の強化に懸命の努力をはらつています。

当区でも、台風時は勿論ですが、平時でも、この地盤沈下のため、ミゾやドブの流れが悪くなり、大変困つています。このため、排水路の改良を急ピツチで進め、コンクリート柵渠をほどこしてありますが、せつかく良くした排水路へ心ない人たちがゴミを捨てますので、水の流れる悪い所があらちこちでみかけられます。これからは、台風シーズンです。私たちの排水路は私たちの生活に結びついているのですから、ゴミを捨てる人を見かけたなら捨てないよう注意して下さい。

川の現状をよく知つておこう

危険箇所には細心の注意

一、荒川
荒川(隅田川)は岩淵水門で洪水量の調整をしていますので、上流からの洪水による危険は極めて少ないのですが、異常高潮による危険が非常にあります。旧豊島橋より上流約三〇〇メートル余りは、34年に応急に仮設護岸を

区側に比較しますと三〇センチ位低いので全面的に高くするよう都に要請しましたが、都でも目下考慮中です。

二、荒川放水路

この放水路は、特に危険な箇所はありません。しかし近年の地盤沈下にそなえて、建設省では、土手のカサ上げを行なつています。36年度においては、左岸江北橋と西新井橋の間を引続きカサ上げの予定ですが、道路として使用中のため、建設省では一氣に完成させようと準備中とのこと

三、綾瀬川

この川は、下流からくる高潮の影響が極めて大きいので、十分な警戒が必要です。したがつて現在常盤線上流から嘉平橋まで高さ一メートル以上も護岸工事をしました

が、この工事は更らに36年度中には内匠橋まで完成する予定です。

しかしこゝでも嘉平橋上流で環状七号路線の橋をかけるため、護岸をとりはらいたので十分警戒を必要とします。

また、堤防沿いに水門や坎(いり)樋(ひ)が多いので、これらの取扱いは注意が必要です。

四、中川

中川は当区に接している部分では、特に危険と認められる箇所はありませんが、川の流れが、足立区寄りになつている関係で、上流の水量に注意を払う必要があります。

また、昭和22年のキャスリ台風で決壊した佐野町付近の川の中の護岸が古いため、この部分の警戒も必要です。

区議会だより

6月27日から区議会では第二回定例会を開いています。

今回の議題の主なものは次のとおり

総額五億八千七百八拾余万円にのぼる、歳入歳出追加予算、区営島根第三児童遊園の設置、公益質屋の貸付最高額の引上げ、水防に従事した方の災害補償に関する条例、江北小学校分校の建設予定地の買収、西新

排水場はどうか?

現在当区内には二十四カ所の排水場があり、モートル・チーゼルあわせてポンプの数は四十二台、毎分三千五百トンの水を排水します。

年平均七センチも地盤が沈下しているため、自然に排水出来ないため、平時でもポンプでくみ出しています。ですから、ポンプの増強や排水場の新設については、都に要請し、逐次改善するよう努力しています。

台風警報がでたら

台風がくる前に

- 1 家の周囲を片付け、出水によつて木箱やゴミが流れださないように整頓する。
- 2 屋根・雨戸・塀・立木・看板などが倒れたり飛んだりしないよう応急修理をする。
- 3 会社、工場では、水で発火する薬品、重油のようなよごれる油が流れださないように注意して下さい。

避難の用意

- 1 子供や老人に名札をつける。
- 2 二食分ぐらいの食物(水や火を必要としないもの)と飲み水を用意する。
- 3 手拭、チリ紙、最少限の着換用肌着、懐中電灯、救急薬品をまとめておく。

貴重品は一まとめに袋に入れておく。

5 火気に十分注意する。

1 木の蓋のマンホールには赤旗を立てる。

2 家の中に浸水したら、水道に汚水が入らないようシャ口をしめ、ホースをとる

3 素足はケガのもと、歩くときは「つえ」をもつこと

避難所

1 区立の小中学校は避難所となりますが、急がなければ非常に危険なときは、「緊急避難者収容所」

「足立区役所」と標示してある民間の高層建築物を利用して下さい。

2 避難所では、学校をよごさぬよう注意して下さい。

台風が去つたら

- 1 ゴミは、自動車の通行できる道路上へ集めておく。
 - 2 ふん尿は勝手に汲み捨てないこと。
 - 3 水をかぶつたジャコや地下水槽はよく消毒する。
 - 4 生水や冠水食品は飲食しないこと。
 - 5 手を洗い、子供に水遊びをさせないようにする。
- 電々公社からお知らせ
6月25日から吉原電話局が開局しました。
八七二局・八七三局・です

国民年金のお知らせ

きよ出年金

4・5・6月分保険料の納期限は7月末日です

保険料の納期

国民年金保険料の納入は、4月から始まりましたが、4・5・6月分の保険料については7月末日までに納めて下さい。

保険料の額

保険料は満20才から満34才まで月額一〇〇円、満35才以上は月額一五〇円です。

保険料の納め方

保険料を納める方法は、区役所又は出張所の窓口で買っていた国民年金印紙を国民年金手帳にはって消印(検認)をしてもらうスタンプ方式です。国民年金印紙を手帳にはっただけでは納めたことになりませんから必ず消印(検認)をしてもらってください。

なお、7月からは区の係員が、おおよそ3カ月に一回の割合で、被保険者のご家庭に伺って徴収することになっております。
保険料の前納
保険料を一年以上とめて

納めた方には前納制度があつて前納する年数に応じて割引されますから、この制度をご利用下さい。

保険料の免除

保険料の納められない人については、保険料免除の制度があります。生活保護法による扶助を受けている人や病気のその他の理由で、保険料を納めることが困難な人は申し出て下さい。それが認められれば保険料は納めなくてもよいこととなります。

福祉年金

所得状況届を出しましょう

6月1日から36年分の所得状況届の受付が始まりました。この届をしませんと、9月に福祉年金が受けられますので、未だ届の済んでない方はお早くお出し下さい。また、5月分の福祉年金をまだ受けてない方はお早くお受け取り下さい。

国民年金についての お問い合わせや受付は

区役所国民年金課、または各出張所へお願いします。また、国民年金がよくわからず、いろいろな疑問や、納得のゆかない点などがありましたら、お気軽に年金課へお

相談

一般区民相談毎日 九時～五時△
税務 四時～四時△
法律相談 毎月第三木曜日一時～四時△
場所 産業振興館相談室
お気軽におかけ下さい。一切無料です。

産業振興館だより

結婚式について

昭和三十年四月開館から今日までに、当館で結婚式を挙げた数はすでに三千組になんなんとしています。その数も年毎に増加の傾向をたどつており、

昭和三十年度	一六九組
三十一年度	二八六組
三十二年度	四八三組
三十三年度	五二四組
三十四年度	六一二組
三十五年度	六七〇組

昭和三十年四月開館から今日までに、当館で結婚式を挙げた数はすでに三千組になんなんとしています。その数も年毎に増加の傾向をたどつており、

税務署からのお知らせ

昨年12月着工しました当署新庁舎は、おかげをもちまして近く完成の予定です。手狭な庁舎で何かとご不便をおかけして参りましたが、7月24日(月)からは左記新庁舎で執務することになりましたのでお知らせします。7月22日(土)までは旧庁舎で執務しています。

電話 卍代三一六一

(局番、番号とも従来と変わりません)

教育相談所の相談日は
毎週水・金曜日です
(午前10時から4時30分まで)

知能のおくれているお子さんや、身体の不自由なお子さんについて、それぞれ専門家にご相談いたします。

ところ・千住旭町、千壽第四小学校内



本木町三丁目本木町一丁目及び興野町の一部が

6月1日から新町名新地番に

本木町三丁目、本木町一丁目及び興野町の一部が本木東町・本木西町・本木南町・本木北町と四つの町に分けられて6月1日から新しい町名、地番になりました。

この地域にお住いの方は、戸籍、住民登録及び土地台帳などいろいろなことに関係があるので、次のことをご承知下さい。

なお、出張所の所管区域は変わりません。

整理された区域

下の図をご覧下さい。

引揚者給付金請求の時効一年延期

昭和37年5月16日まで

昭和36年5月16日までであった請求期限が一年延びて、昭和37年5月16日までになりました。未請求および返戻書類をお持ちの方は、この期間に請求書を出して下さい。

国庫債券担保

援護資金の貸付

引揚者国庫債券をお持ちの方で、資金を必要とする

梅島支所庶務課 311六八

888 二一五一

戸籍について(この地区に本籍のある方のみ)

戸籍の本籍地番更正は区役所だけでできませんので、支所戸籍課から町名地番変更申出書をお送りいたしますので、記入の上出張所にお出し下さい。

但しお急ぎの場合は直接梅島支所の戸籍課窓口で更正の手続きをして下さい。

住民登録について

出張所で取り扱っている住民登録・印鑑登録及び配給台帳などはそれぞれの係で新しい町名地番に書き替えますか

ら別に手続きはいりません。

土地家屋は

東京法務局足立出張所(登記所)で取り扱っている土地台帳及び登記簿は物件を表示する町名地番だけ職権で訂正されますが、所有者の住所は本人の申告によることになっていますので、住所訂正を申請する手続きが必要です。但し家屋台帳の修正につい

ては登記所が職権で訂正が出来るので本人の修正申告が必要で、その他都税事務所・保健所及び福祉事務所などの関係については特別の場合を除きそれぞれの関係する所書き替えますから別に手続きはいりません。

町名地番変更の証明について

自動車の車検、運転免許証などの住所訂正、その他の手続きをしなければならぬ方には、これに必要な町名地番変更の証明書を第八出張所、又は梅島支所地番整理係で当分の間無料で発行いたします

「カとハエをなくす都民運動」

足立区のつどい

とき・7月21日(金)午後6時30分開会
ところ・産業振興館公会堂(区役所となり)

第一部

都・区よりこの運動についてのお話いとあいさつ

第二部

「私達はこうにしてこの運動を進めている」

柳原西町会衛生部長 石山幸太郎さんの実践発表

第三部

アトラクション (漫才・紙切り・西崎流若葉会一行の民謡舞踏など)

当日は「街頭都民相談」都公聴車「こだま」が入口におりますので都政に関する苦情や相談、また弁護士が来ていますので法律相談もいたします。

自衛官募集中

申込締切は7月15日

二等陸・海・空士自衛官は6月1日から募集していますが、7月15日が第2次の締切日です。この期間中に申込んだ方は7月26日に産業振興館で採用試験を行います。申込み場所は区役所総務課

利息の安い

公益質屋をご利用下さい
区営の公益質屋は千住寿町と本木二丁目の二カ所にあります。安い利息でご利用できます。
○利息は、貸付千円につき、十五日間(半月) 十五円
三十日間(一月) 三十円
○貸付期間は最高四カ月まで

